

鈴鹿市公告第 1 3 号

狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 7 項の規定により三重県鈴鹿保健所長（狂犬病予防員）から次の犬を抑留した旨の通知があったので、同条第 8 項の規定により公告する。

令和 7 年 3 月 1 8 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

1 抑留日

令和 7 年 3 月 1 3 日

2 抑留期限

令和 7 年 3 月 2 4 日

3 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	鈴鹿市北堀江	シーズー	茶白	雌	小	9 1 日以上	

4 連絡先

鈴鹿市環境部環境政策課総務グループ

電話 0 5 9 - 3 8 2 - 9 0 1 4

三重県鈴鹿保健所衛生指導課

電話 0 5 9 - 3 8 2 - 8 6 7 4